

登録行政の変更届

大阪府以外にも営業所を設置する場合は、登録等の事務所管が大阪府知事から経済産業大臣又は経済産業省産業保安監督部長に変更となります。

経済産業大臣等への手続き後、本府へ登録行政変更届を提出していただくことになります。

- 登録行政変更届出書：〈様式第5〉
- 大阪府知事の登録証（原本）
- 産業保安監督部長又は経済産業大臣の登録証の写し

記入上の注意等

- 住所及び氏名は、住民票若しくは登記事項証明書通りに記入してください。
- 申請書類は1部提出してください。（控えが必要な方は2部）

【提出先】

〒531-0074

大阪市北区本庄東2丁目3番38号 大阪府電気工事技術会館2階

大阪府電気工事工業組合本部

電話番号 06-6225-8192

(様式5 第5条)

登録行政庁変更届出書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所 _____
電 話 番 号 () _____
(ふりがな)
(個人の場合) 氏 名 _____
(ふりがな)
(法人の場合) 名 称 _____
代表者名 _____

電気工事業の業務の適正化に関する法律第8条第2項(第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 従前の登録の年月日及び登録番号

平成・令和 年 月 日 大阪府登録第 _____ 号

2. 新たに登録をした行政庁、登録の年月日及び登録番号

平成・令和 年 月 日 登録第 _____ 号

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。